

「企業改革法とシステム対応 ～アスベスト化するシステム～」

米国では 2001 年のエンロン社破綻をきっかけに、企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act : 以降 SOX 法という) が導入され、経営者は財務報告の適正性のみならず、財務報告のための適切な内部統制制度の確立と維持についても責任を有することが明文化されました。現在、日本においても米国 SOX 法に準じた制度の導入が進められています。

内部統制とは、経営の有効性と効率性を高め、かつ法令を遵守させるために企業内部で運営される様々な仕組みのことです。この内部統制という概念自体は、従来から日本においても用いられており、株式公開時の重要審査項目でもありましたので、上場企業においては整備されていることが前提になっています。しかし、今回の一連の法制化により、内部統制上の不備を放置することも違法となり経営者の責任が問われることとなります。

現在、アスベスト被害が社会的な話題になっています。かつて、アスベストは、安価な耐火材として重宝されていましたが、人体への危険性が明らかになった以降も、その使用を放置していたという政府の不作為の罪が問われています。

情報システムも同様に、効率化や合理化を目的に導入し、一定の効果をあげているものであっても、それが不正や誤謬の混入を許すのならば、そのようなシステムの使用を放置することは、日本版 SOX 法が導入された以降においては、不作為の罪になるのです。

日本版 SOX 法が適用されるのは 2008 年度以降が予定されていますが、内部統制評価の対象となるのは、その時点で使用されているシステムです。

したがって、日本版 SOX 法の適用時期とは関係なく、現在、開発中のシス

テムも既にその影響下にあることとなります。

一度、散布したアスベストの撤去・回収作業は、人体への危険性のみならず費用負担額も大きなものになります。システムの修正も同様です。

これからのシステム開発においては、多額の投資をしたシステムが、アスベストと同じ運命をたどることのないように、常に内部統制という視点を意識しなければなりません。

2005年10月